

三豊市週休2日工事実施要領（営繕工事）

（趣旨）

- 第1条 この要領は、建設現場における現場閉所による週休2日（完全週休2日（土・日曜休み）または4週8休）の確保に向け実施する三豊市週休2日工事（以下「週休2日工事」という。）のうち、営繕工事に係るものに関して必要な事項を定めるものとする。

（用語）

- 第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意味は、次に掲げる内容とする。

（1）週休2日

完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行う必要がある場合は、受発注者間で協議した上で、当該日に代わる日を現場閉所日（現場休息日）に指定することができる。

月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（3）工事着手日

工事開始日以降、工事のための準備工事（施工に先だって行う、調査・測量、現場事務所の設置等、工事施工上必要な準備に要する業務等をいう）を含めて、現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

（4）工事完了日

現場での継続的な作業が終了した日をいう。

（5）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。ただし、災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等でやむを得ない作業のみを行った場合は現場閉所日とする。

（6）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

（対象工事）

第3条 営繕工事において週休2日工事を実施する工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する工事とする。ただし、対象工事の選定にあたっては、以下に該当する工事を対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1週間未満程度の短期間の工事
- (2) 緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により強く早期の工事完成が望まれる工事
- (4) 工事施工時間や施工方法への制約が予測される工事
- (5) その他4週8休以上の現場閉所が困難であると認められる工事

(休工日の確保)

第4条 休工日の確保は、次に掲げる内容とする。

- (1) 完全週休2日(土日)

完全週休2日(土日)の達成は、対象期間内の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)ごとに現場閉所日(現場休息日)の日数が2日以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行ってれば、達成しているとみなす。

- (2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日(現場休息日)の日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所(現場休息)を行ってれば、達成しているとみなす。

- (3) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所(現場休息)率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。

- 2 現場閉所日(現場休息日)を土曜日及び日曜日としない場合においては、前項第1号及び第2号中の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。この場合において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 完全週休2日(土日)に取り組む場合は、同一の週内において変更すること。
- (2) 現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。
- (3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日の場合は、現場閉所日の日数に含めること。

(入札公告等における記載)

第5条 発注者は、対象工事である場合は、特記仕様書に週休2日工事であることを記載するものとする。

(工事着手前の確認手続き)

第6条 受注者は、工事着手までに、次に掲げる内容を実施しなければならない。

- (1) 工事着手日までに現場閉所(現場休息)予定日を記載した工程表を工事監督員に提出し、工事監督員は受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。
- (2) 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施している期間等について受注者と工事監督員で協議の上決定する。
- (3) 分離発注工事の各受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所(現場休息)予定を調整したうえで工程表を作成し、工事監督員に提出する。

(現場表示板への記載)

第7条 受注者は、現場表示板に週休2日工事である旨を記載するものとする。

(工事着手後の実施方法)

第8条 受注者は、工事着手後に、次に掲げる内容を実施しなければならない。

- (1) 工程計画の見直し等が生じた場合には現場閉所(現場休息)予定日を記載した工程表を修正の上、工事監督員に提出し、協議しなければならない。また、工事一時中止を行う場合等対象期間を変更する必要がある場合は、受注者と工事監督員で協議を行う。
- (2) 工事監督員は、受注者より提出された現場閉所(現場休息)予定日が記載された工程表と月間工事報告書に添付される工事日報等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)日数を確認する。
- (3) 受注者は、工事完了日に現場閉所(現場休息)実施日を工程表に記載した資料を工事監督員に提出し、確認を受ける。

(工事監督員の休日確保の取組み)

第9条 発注者は緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(経費の補正)

第10条 経費の算出は、「完全週休2日(土日)」の達成を前提に労務費等を補正し工事費を積算して予定価格を作成するものとし、補正方法については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 労務費等の補正係数は、次に掲げる値とする。

完全週休2日(土日)

労務費 1.02

現場管理費 1.01

月単位の週休2日

労務費 1.02

現場管理費 補正無し

通期の週休2日

労務費 補正無し

現場管理費 補正無し

- (2) 市場単価等の補正係数は、別表1から3に定める値とする。

2 第8条第1項第3号に定める確認の結果、第4条第1項第1号に定める基準を達成していない

場合は、達成状況に応じた補正を行って、変更設計を行うものとする

- 3 発注者は、前項の規定に基づき経費補正をし、変更設計を行ったときは、遅滞なく三豊市工事請負契約約款第24条の規定に基づき、受注者と変更契約を行うものとする。

(工事成績評定)

第11条 発注者は、当該工事が工事成績評定の対象工事である場合、受注者の週休2日の取り組み状況に応じて、評価する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年9月18日から施行する。

別表 1 市場単価等の補正係数（建築工事）

工種	月単位の週休 2 日及び完全週休 2 日		工種	月単位の週休 2 日及び完全週休 2 日	
	新営	改修		新営	改修
仮設工事	1.01	1.01	金属工事	1.01	1.09
土工事	1.01	1.01	左官工事（仕上塗材仕上）	1.01	1.01
地業工事	1.01	1.01	左官工事（仕上塗材仕上以外）	1.01	1.16
鉄筋工事	1.01	1.01	建具工事（ガラス）	1.01	1.10
コンクリート工事	1.01	1.01	建具工事（シーリング）	1.02	1.16
型枠工事	1.01	1.01	建具工事（建具）	1.01	1.01
鉄骨工事	1.02	1.02	塗装工事	1.01	1.15
既成コンクリート	1.01	1.01	内外装工事	1.01	1.13
防水工事	1.01	1.08	内外装工事（ビニル系床材）	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	1.01	1.14	ユニットその他工事	1.01	1.01
石工事	1.01	1.01	排水工事	1.01	1.01
タイル工事	1.01	1.01	舗装工事	1.01	1.01
木工事	1.01	1.01	植栽及び屋上緑化	1.01	1.01
屋根及びとい	1.01	1.01			

別表 2 市場単価等の補正係数（営繕工事（電気設備工事））

工種	摘要	月単位の週休 2 日及び完全週休 2 日	
		新営	改修
配管工事	電線管、2 種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	鋼板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

別表 3 市場単価等の補正係数（営繕工事（機械設備工事））

工種	摘要	月単位の週休 2 日及び完全週休 2 日	
		新営	改修
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22